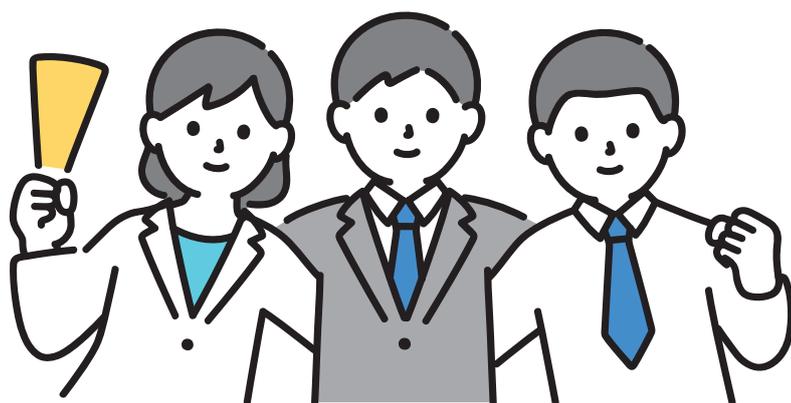


＼従業員を！会社を！元気にしたい！！市内の事業者・経営者のみなさんへ／

千葉市 健康づくり 推進事業所 認証制度



今日から
はじめる！
健康経営



健康経営®とは？

従業員の健康管理や健康増進の取組みを「投資」と捉え、経営的な視点から従業員の健康増進と会社の生産性向上等を目指し、目標達成のために総合的・計画的に取り組む経営手法です。

健康経営は、中小企業も、今こそ取り組むべき経営戦略です

従業員の 活力向上

- 仕事の満足度や従業員のやる気アップにより離職率低減や企業業績向上の促進など、持続的な成長へつながります。

生産性の 向上

- 従業員の心身の健康状態が良好になり、パフォーマンス向上につながります。

企業価値 の向上

- 「従業員を大切にしている会社」と社会的評価を得ることで、会社のイメージアップ・人材の確保・定着につながります。

リスク マネジメント

- 事故や不祥事、労働災害による損失の減少などにつながります。

千葉市健康づくり推進事業所 認証制度は、事業所の健康づくりを**応援**する制度です。

認証されるとこんな**特典**が！

定期的に従業員の健康づくりに役立つ情報が届きます。

認証証が交付され、認証マークが使用できます。(ステッカーの掲示、名刺等への印刷など)

認証事業所として、事業所名などが掲載されます。(市ホームページなど)

スカールレッドクラス認証事業所が、同クラスで再度認証されると市から表彰されます。(初回のみ)

『今日からはじめられる！』ことがあります！ [具体的な制度は次ページへ](#)

まずは、わが社の「健康づくり宣言」を行い、千葉市健康づくり推進事業所の一員に！

相談・支援
制度あり

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



千葉市健康づくり推進事業所

認証区分（取組みステップ）

従業員の健康づくりの取組状況に応じて、3つの区分で認証します。

 **STEP 1**
グリーン
クラス

社内外に従業員の健康づくりを宣言

 **STEP 2**
ブルー
クラス

体制づくりと健康課題の把握・取組み

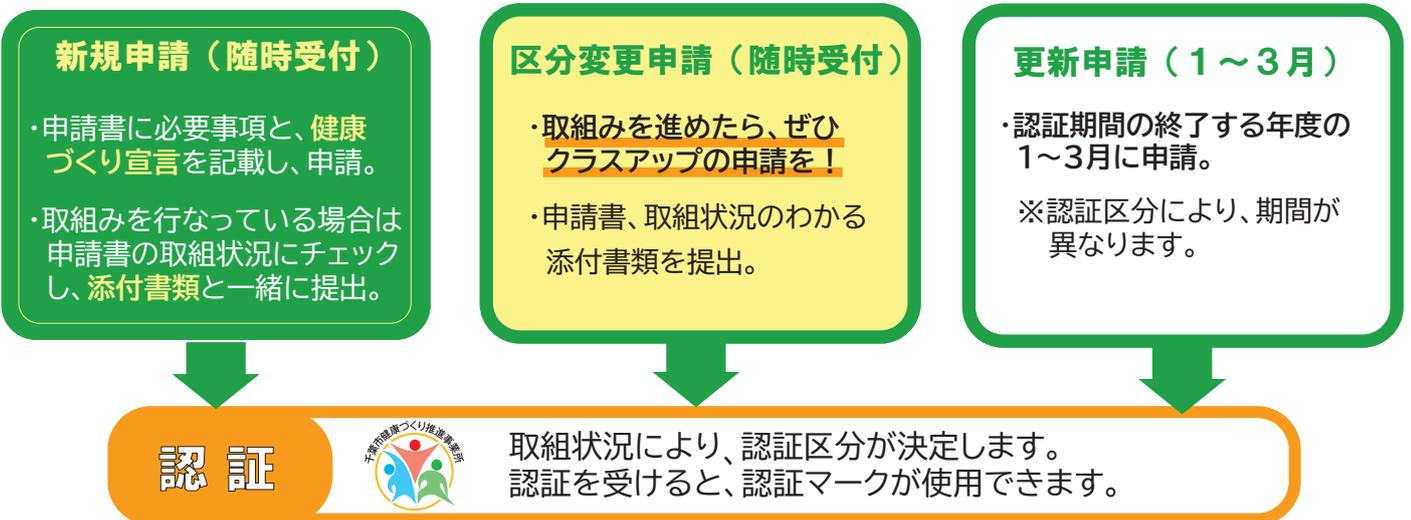
 **STEP 3**
スカーレット
クラス

計画策定と取組み評価と改善

クラスアップのための支援があります（無料）

- 健康経営や事業所の健康づくりに関する研修会・セミナー
- 健康づくり推進事業所間の情報交換会
- 健康運動指導士等の派遣による運動講習会
- 取組方法の相談のほか、保健師・管理栄養士等の専門職による従業員向け出前講座や相談
※健診結果の集計・分析、運動・食生活・禁煙・メンタルヘルス対策の進め方、健康づくり・健康経営の取組方法など
- 健康教材の貸し出し

認証までの流れ



申請・認証期間

申請方法

申請書（様式第1号）と、希望の認証区分に応じた必要書類を添付し、千葉市健康推進課宛に、郵送もしくはメールにて提出

認証期間

グリーンクラス : 申請の翌月～当該年度末(3月末日)まで
ブルー・スカーレットクラス : 申請の翌月～翌年度末(3月末日)まで

申請期間

新規申請・区分変更申請 : 随時受付
更新申請 : 認証期間が終了する年の1～3月中
(同年4月1日から認証開始)

認証制度 概要



認証基準と主な取組み

主な取組内容 ※詳細な項目等は、認証基準（別表1）・申請書をご確認ください。		認証区分		
		グリーン	ブルー	スカーレット
1	従業員の健康づくり宣言(社内外)	●	●	●
2	健康づくりに関する組織体制づくり 経営者自身の健診受診、健康づくり担当者の設置 など	—	●	●
従業員の健康課題の把握と必要な取組みの検討				
3	定期健診の受診率把握・未受診者勧奨、メンタルヘルス状況の把握 など	—	●	●
	具体的な推進計画の策定	—	—	●
4	従業員の健康に関する環境づくり 働きやすい職場づくり、健康やハラスメントに関する相談窓口の活用 など	—	6項目中 2項目以上	6項目中 4項目以上
5	従業員の心身の健康づくりに関する具体的取組み 運動・食生活・禁煙などに関する取組み、長時間労働者への取組み など	—	8項目中 4項目以上	8項目中 6項目以上
6	地域住民(社外)に向けた普及啓発や健康づくりの取組みの実施 自社ホームページ等に健康づくり宣言の掲載、リーフレットの配布 など	—	—	●
7	健康課題の解決に向けた取組みの評価や改善の実施	—	—	●

対象・申請要件

対 象

代表者の他に従業員が1名以上いる市内事業所

(市内に本社(本店)、支社(支店)、営業所等を有する事業所(NPO法人、公益法人等を含む))

申請資格

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断を行なっていること*
- 労働安全衛生法に基づき労働者の労働時間の状況を把握していること*
- 50人以上の事業所は、労働安全衛生法に基づきストレスチェックを実施していること
- 法令・千葉市受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止対策を実施していること
- 重大悪質な事案で労働基準法等の違反・処分を受けていないこと
- * 労働安全衛生法が適用されない事業所は、同法に準じます。
- 市税等の未納がないこと
- 暴力団と密接な関係にないこと

認証メリットの一覧

認証事業所のPR

- ・認証証が交付され、認証マークを事業所のPR等に自由に使用できます。
- ・千葉市ホームページ等で事業所名や取組内容等を掲載します。

クラスアップのための各種支援

- ・取組方法の相談のほか、保健師・管理栄養士等の専門職による従業員向け出前講座や相談を無料で受けられます。
※健診結果の集計・分析、運動・食生活・禁煙・メンタルヘルス対策の進め方、健康づくり・健康経営の取組方法など
- ・健康づくり推進事業所向けの情報交換会やセミナーに無料で参加できます。

その他

- ・定期的に従業員の健康づくりに役立つ情報が届きます。
- ・スカーレットクラス認証事業所が、同クラスで再度認証されると市から表彰されます。(初回のみ)



メリットは随時増やす予定です。詳細は市のホームページ等でご確認ください。

よくある質問



No.	Q	A	
申請・認証	1	費用	・すべて 無料 です。
	2	対象	・事業所単位で申請可能です。市外に本社がある場合や、市内に複数事業所がある場合でも、 市内にある事業所単位で申請ができます 。
	3	認証	・認証されると、認証証と認証区分に応じたステッカーを交付します。 ※認証区分に応じたマークは、自由にご使用いただけます。 ・市ホームページ等で事業所名・健康づくり宣言・所在地等の情報を公開します。 ※公開情報に変更が生じた場合は、変更届(様式第6号)の提出をお願いします。
	4	更新申請	・取組みを継続し、段階的にクラスアップするなど一層の取組みの推進に努めていただきたいという趣旨より、認証の更新は、新規申請と同様の申請方法(添付書類の提出など)としています。
	5	認証期間中の区分変更	・ 認証期間中に、随時クラスアップのための区分変更申請をすることができます 。 認証期間は、申請した翌月1日から翌年度末(3月末日)までです。
	6	認証の辞退	・申請資格や取組内容に変更が生じ、その結果、申請資格や認証基準を満たさなくなった場合は、速やかに辞退の届出(様式第5号)の提出をお願いします。
	7	認証の取消	・申請資格や取組内容の虚偽、又は申請内容と実際の状況に著しい相違の可能性がある時は、認証事業所へ確認・調査することがあります。認証期間内に重大かつ悪質な事案で労働安全衛生法等の法令に違反し処分を受けた場合や、認証後に申請資格を満たさなくなった場合等は、認証を取消することがあります。
取組み	8	取組内容	・申請書の各項目内に複数の選択肢(□)がある場合、 どれか一つ以上に該当(☑)があれば、その項目は取組該当 になります。
	9	取組内容の該当項目	・運動等の取組みについて、健康情報の提供や研修等の開催等は、全て「従業員の健康に関する環境づくり(認証基準:No.13-15)」の該当になり、「従業員の心身の健康づくりに関する具体的な取組み(認証基準:No.16-23)」は非該当です。
	10	取組みへの支援	・グリーン・ブルークラス認証事業所は、 専門職・専門機関のクラスアップのための具体的な取組方法の相談支援があります 。詳細は下記までお問合せ下さい。
その他	11	経済産業省「健康経営優良法人認定制度」との関係性	・本事業は、健康づくりに取組む事業所の裾野を広げ、その取組みの推進・発展を支援する事業です。 スカーレットクラス認証事業所は、更なるステップアップの一つとして、経済産業省が行う「健康経営優良法人認定制度(大規模法人部門・中小規模法人部門)」への申請をお勧めしています。
	12	医療保険者が実施する健康宣言との関係性	・全国健康保険協会千葉支部で実施する「健康な職場づくり宣言」など、加入する医療保険者の事業を実施している場合、健康づくりに関する宣言と同等とみなします。
	13	SDGsとの関係性	  ・健康経営や従業員の健康づくりの取組みは、持続可能な社会を創ることを目指すSDGsの「3.すべての人に健康と福祉を」「8.働きがいも経済成長も」の取組みの一環となります。

本事業の推進・事業所の健康づくりの相談支援等は、千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会が連携・協働して行っています。

申請
問合せ

千葉市 保健福祉局 健康福祉部 健康推進課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

TEL: 043(245)5223 / E-mail: suishin.HWH@city.chiba.lg.jp